

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成27年11月12日(2015.11.12)

【公開番号】特開2014-3245(P2014-3245A)

【公開日】平成26年1月9日(2014.1.9)

【年通号数】公開・登録公報2014-001

【出願番号】特願2012-139213(P2012-139213)

【国際特許分類】

H 01 L 21/683 (2006.01)

H 01 L 21/02 (2006.01)

【F I】

H 01 L 21/68 N

H 01 L 21/02 B

【手続補正書】

【提出日】平成27年9月24日(2015.9.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板と、接着層と、上記基板を支持する支持体とをこの順に積層してなる積層体に押圧力を加えることにより、上記基板と支持体とを接着層を介して貼り付ける貼付装置であつて、

積層体を挟み込み、当該積層体に押圧力を加える一対のプレート部材と、上記プレート部材を支持する支柱部材とを備え、

上記プレート部材における積層体と接する部位がセラミックスからなり、

上記プレート部材は、積層体と接する部位の非押圧時の平面度が $1.0 \mu m$ 以下であり

上記プレート部材内部に、積層体の搬送時に当該積層体を持ち上げる搬送用ピンが移動可能に設置されていることを特徴とする貼付装置。

【請求項2】

上記支柱部材は、プレート部材の少なくとも中心部を支持する中心支持部材と、プレート部材の中心部以外を支持する複数の周辺支持部材とからなり、上記中心支持部材は一対のプレート部材のうち少なくとも一方を、積層体に押圧力を加えるために移動自在に支持するようになっていることを特徴とする請求項1に記載の貼付装置。

【請求項3】

一つのプレート部材に対する上記周辺支持部材の個数が3~10の範囲内であることを特徴とする請求項2に記載の貼付装置。

【請求項4】

一対のプレート部材が上下方向に配設され、上側のプレート部材が支柱部材によって移動自在に支持されていることを特徴とする請求項1から3の何れか一項に記載の貼付装置。

【請求項5】

上記セラミックスがアルミナであることを特徴とする請求項1から4の何れか一項に記載の貼付装置。

【請求項6】

上記プレート部材における支柱部材と接する部位が金属からなることを特徴とする請求項1から5の何れか一項に記載の貼付装置。

【請求項7】

上記プレート部材が加熱装置を内蔵していることを特徴とする請求項1から6の何れか一項に記載の貼付装置。

【請求項8】

上記プレート部材における積層体と接する部位に、プレート部材への積層体の貼り付きを防止する防止部材を備えることを特徴とする請求項1から7の何れか一項に記載の貼付装置。